

第七回 參議院文部委員會會議錄

昭和二十五年四月二十五日(火曜日)午後一時二十五分開会

四月二十一日委員門屋盛一君辞任につき、その補欠として、大隈信幸君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○文化財保護法案（山本勇造君外十七名発議）

卷之三

○委員長(山本勇造君) これから委員会を開きます。今日の議題は文化財保

議案を議題といたします。鈴木委員

○鈴木憲一君 私は文化財保護法案について提案の理由を説明いたしたいと

思ひます。

いたしました文化財保護法案につきまして、発議者を代表いたしまして提案理由を申述べた、と思います。

理由を曰ふべしと思ふ。終戦後我が國は新憲法の下に國家の尊徳を固め、國際社會にて名譽ある

再建を図り、国際社会において名誉ある地位を恢復いたし、世界人類に寄与

いたし得るよう鋭意努力をいたしては
おりますが、現在直ちに我が国が外国

に誇り得るものといたしましては、数多くの貴重な文化財以外にはないと

うても過言ではないと思うのであります。これらの文化材は世界文化に二重

す。これらは文化財は世界文化の核として貴重なものでありますと共に、從来比較的大切に保存せられて來たも

のと認めねばなりません。ところが戦後社会経済関係の急激な変動によりまして、この大切な文化財の修理、管理は次第に不十分となりまして、世を驚かしたかの法隆寺の失火事件を初めといたしまして、文化財の滅失、毀損相次ぎまして、現在文化財の保存状況は誠に憂うべき状態に置かれておるのであります。我々がすでに昨年五月第五回国会に文化財保護法案を提出いたし、文化財保護の法的措置を早急に講じようとしたしましたゆえんはここにあるのであります。同法案は参議院文部委員会及び本会議を通過いたしましたが、手続上の問題のために不幸衆議院で審議未了となつた次第であります。このように第五回国会においては審議未了とはなりましたが、その内容が新聞紙上その他で一般に周知徹底いたしました結果、各方面からこの原案につきましていろいろの批判、意見、陳情、請願等が委員会に參りましたので、これらすべてを適当に取捨選択いたしましたため、いわば最も大規模な公聽会を開いたと同様な結果を得たわけであります。他方又衆議院文部委員会では、大体この原案の線に沿つて別に重要文化財保護法案を作成されまして、そこで両者の相違点につきまして、両院文部委員長間に数回協議が行われ、その間又両院文部委員会理事打合会を開きました結果、衆議院文部委員会の特徴とする諸点を殆んどすべて吸収することにいたしまして、文化財保護法案は参議院文部委員会に

先ず提出いたすことに両院文部委員会の意見が完全に一致しましたので、ここに今回文化財保護法案を再度本国会に提出いたすことになつた次第であります。本法案は原案が七十五ヶ條ありましたのに對して、百三十一ヶ條となり、殆んど面目を一新したものとなりました。草案と比較いたしまして最も重要な相違点は、章節款までの分類を設けて体系的整理をしたこと、史跡名勝天然記念物及び埋蔵文化財について新たに規定を設けたこと等の諸点であります。その主要内容は、別紙文化財保護法案要綱を御参照の程お願いいたします。尙本法案が如何に立案案の当初から本委員会において慎重に綿密な審議を重ねましたかにつきましては、同じく別紙文化財保護法案審議記録を御参考頂きたいと存じます。

ただここに特に申上げて置かねばならないことは、文化財に關連する税の減免に関する問題であります。第五国会の原案には、文化財に關する税の減免の規定を設けなかつたわけであります。が、これはその當時シヤウブ勧告案が発表されていなかつたので、故意に削除いたし、税制の確立を待つていたものであります。ところが今回提出の法案にも同じく税に關する規定はありません。併し御承知の通り本案提出の直前までは法案には文化財の減免税について必要と考えられる規定を殆んど網羅していたわけであります。それが止むを得ない事情によりまして、提案に際し、これら一切を削除するの余

議なき次第となつたわけであります。この点皆様の御了承を得たいと存じます。本法案の立法趣旨の一つは、重要な文化財等の社会公共性を強張いたしましては課税上の減免措置の方法による文化財の保護が、この法案においてその目的を達せられなかつたことを衷心から遺憾に思つております。ただ本法案には、文化財の維持修理に對して相当広範囲の国庫補助、或いは国庫負担の途を講じております。従つて運用上この方面から或る程度不足の点を補得ることと考へております。尙又文化財には税法上何らの恩典もないわけではなく、目下国会提案中の富裕税法案、地方税法案におきまして、毎年課税される富裕税、固定資産税に関しまして、重要文化財等に対しそれぞれ免税規定を設けておりますし、又神社、寺院等我が国の古文化財の大部分を持つておりますところのいわゆる宗教法人は殆んど非課税の扱いを受けているのであります。併しあれにいたしましても、我々が法案において当初から考慮いたして参りました税法的保護措置は将来飽くまでも実施いたし得るよう、今後も引き続き努力して参りたいと思つております。以上を以て簡單ながら文化財保護法案の提案の理由といたします。

び議員が発議で文化財保護法案を提出いたすことになりました。その提案理由は、今申しましたような理由であります。これによりまして、今日の日本本の文化財の将来についての一つの大好きな出発点として、これが運営のことにつきましては非常に重大なことと存じます。文部省の外局として委員会が運営を司り、且つ又殊にこの具体的方面につきましては、文部大臣を中心として文部省の非常な御努力によつて御推進を願わなければならぬ法案だと思うのでござります。つきましては、以上のお提案理由をお汲取り下さいまして、一応文部大臣がこの法案に対する意見につきまして伺わせて頂きたいと思うのでござります。

○政府委員(平島良一君) 本法案は前年の国会から研究されておつたのでありまして、文部省といたしましても、よく考えて参つたような次第なのであります。まして、本法案に対しましては、全面的に賛成をいたすものであります。

○河野正夫君 今の平島政務次官の御答弁でございまして、我々立案者としては満足するものでありますけれども、ついでに一つもう少し突込んで伺つて置きたいのは、これについて本年度においては予算の格別な措置が要らないよう了承しているのであります。が、その点如何でございますか。更に将来に亘つてはこの法案の趣旨を体し

○政府委員(平島良一君) 本年度はもう仕方がなからうと想うのであります
が、來年度においては十分考えたいと思つております。

○政府委員(西崎重君) 本年度は只今平島政務次官からお答申上げました。予算を全面的に要求することができない現状におきましては、追加予算にこれを計上することが不可能になります。併しながら年度においては、これは新らしい仕事が非常に殖えることがありますし、それから又この委員会ができることによりまして、画期的に文化財保護に関する仕事が充実して参ることでもありますので、相当の予算の増額を実現いたしまして、十分にこの法案の趣旨に沿うような運営をいたしたいと考えております。

○鈴木憲一君 只今のお話で、来年度は十分御努力下さるようにならるのでありますが、本法案が二十五年度から実施されますが、実際に、取扱えどもいう措置をとどりになつてこれを発足せしめられますか、その点をお伺いして置きます。

○政府委員(西崎重君) 本年度におきましては、すでに文部省としまして、元のように計上されました金額が、一例を挙げますと、国宝の保存費につきまして二億円あるのであります。それを中心といたしまして、関係の予算をかき集めまして、その予算の許す範囲内におきまして、仕事においては新法令の趣旨に従いまして運用いたした

いと考えております。それから又人の問題につきましては、非常に参議院の方でお骨折りを頂きました、文部省の既定の予算で取れました範囲内におきまして、現在文部省でやつておりますところの保存課の人々と博物館の人々とを合しました上に、約三十五名の増員を見積りまして、それが一縷になつて新らしく仕事に出発するということになりますが、この点は我々が危惧しておりますが、まあ十分とは申されませんけれども、相当程度御期待に副うようには運用できるのじやないかと考えております。

○鈴木憲一君 人數が殖えまするし、委員会の委員等も大きな存在となつて来るわけなんですが、それが従来の二億円と、それから幾何かまだ外に本年度の分があるようですがれども、これは従来のものに対する予算であつて、ここに新たに出发しますというと、その分だけでは不足をすると思ひますけれども、その不足をどういう方法で補つて行かれるかを今少し御説明願いたいと思います。

○政府委員(西崎恵君) 既定の予算につきましても、細かい点に至るまでその使途が明確に決定されて組んでいるのではありませんので、新らしい法案の趣旨に従いまして、委員会の御決定に俟つて、相当運用の面で新方針を生かすという余地があると思うのであります。ただ我々の希望いたしましては、若しも許されるなれば、例えば予備金の支出等の方法によつまして、新たな出発をするのにふさわしいような運用の仕方をしたいと思うのでありますけれども、この方の措置は今のと

ころ相当悲鶴的な見通しを我々は持つてゐるのあります、併し只今申上げましたように、国宝保存につきましては、本年度すでに計上せられました額が相当地ありますこと、それから重要美術品、史跡名勝等につきましても、文化財保護というふうな面につきましても、本年度は若干の増額を昨年度よりも見てゐるような状況でありますので、これが運用に遺憾のないようにして行きたいと、かように考えておられます。

○委員長(山本勇造君) 外に御質問は……

○木内キヤウ君 この法案は委員会発議の法案でございますから、質疑応答、討論を省略して直ちに採決に入つて頂きたい動議を出します。

○委員長(山本勇造君) 只今木内委員から質疑討論省略の動議が出ましたけれども、さよならいまして御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山本勇造君) それでは直ちに採決に入ることにいたします。文化財保護法案を原案の通り可決しますことに御賛成の諸君の起立をお願いいたします。

〔総員起立〕

ばならないというので、文部省といった
しましてもいろいろのやりにくい点が
あることは皆様御承知の通りであらう
と思うのでありますて、併しながらこ
れも仕方がないのでありますから、
本年は只今西崎局長から申上げました
方法によつてやり續つては参ります
が、来年度においてはこれに十分な予
算を組みたいと考えておりますので、
どうぞ皆様の御協力を頂きたいと存ず
る次第でござります。

我々の会議に一々御出席を願つて、いろいろと我々の最もよき助言者として働いて下さつたというような点についても非常に我々は感謝するものあります。この機会に謝意を表したいと思います。

委員長(山本勇造君) 本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四條によりまして、多數意見者の承認を経なければならぬことになりますが、これは委員長に御一任せおりますが、これは委員長に御一任せをお願いことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山本勇造君) 御異議ないと認めます。

尙本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多數意見者の署名を附することになりますが、本案を可とするお方は順次御署名をお願いいたしたいと思います。

多數意見者署名

岩本	月洲	木内	キヤウ
河野	正夫	河崎	ナツ
岡崎	貞一	大隈	信幸
梅原	眞隆	來島	琢磨
婦越	儀郎	西田	天香
鈴木	憲一		

回に及ぶ草案の改訂をいたしておるの
であります。この法案作成までに
はなん／＼ならぬ苦労を重ねておる
次第であります。併しながら発議者
各位のたゆまない努力と、眞剣な熱意
によりまして、今日実を結ぶようにな
りましたことは誠に感慨に堪えないも
のがござります。一休議員が立法する
ということは非常に困難なのであります
して、その困難を我々は目の当たり味わ
つて来たわけであります。併しながら
憲法には、国会は「國の唯一の立法機
関である。」と明示されております。そ
ういう上からしますと、国会は立法に
最も力を盡さなければならん所と思う
のであります。現実においては、議
会から出る法律よりも、政府提出の法
案が多いのであります。勿論政府に提
出権があるのでありますし、又それを
審議して行くことも、この国会の任務
ではあります。けれども、一面におい
て議員立法が盛んになることは非常に
望ましいと思うのであります。その中
にありますて、この文部委員会といた
しましては、前々からその点に力を注
いでおります。今回はこの百三十一條
にも及ぶ大きな法案、而もこういう
ものは世界に類例が殆んどない法案、
ぬ意味を私は持つておるものだと思
います。国会は議員立法が中心であると
考へても私は言い過ぎでないと思ふく
らいなのであります。しかし、この法
案ができ上りますことは皆様と共に御同慶に堪えないのであり
ます。

は、この法案の発議者の中に田中君が名前がないことがあります。勿論事情を止むを得ないこともありまするけれども、前委員長であった田中君は、この法案に對しては非常に努力をされておつたのでありますて、恐らく田中君も、今日この委員会でこれが可決されたということを聞きましたならば、非常に喜んで呉れるだろと私は思うのであります。前文部委員長、現最高裁判所長官である田中君に対しまして、私は感謝の言葉を述べたいと思うのであります。

りましたから、重ねては申しませんが、我々の初め考え方をいつたように進んで行かなかつたことは誠に残念に存じます。併し我々としてはできるだけのことをいたしたのであります。そうして大蔵委員会或いは地方行政委員会にも働きかけ、そうして両委員會共我々に非常な理解と同情を以つて協力して呉れたのであります。この点につきまして両委員会の委員長並びに委員諸君に対しましても、私は深く感謝をしたいと思うのであります。

最後に十回にも及ぶ程これは改訂をやつたということは、今日の国情をいたしまして、さまざまの点でそういうことになつてゐるのであります。これが関係方面とのことだけではなくて、衆議院であるとか、或いは文部省であるとか、博物館であるとか、或いは国宝等の所有者であるとか、或いはこの方に対する有識経験者或いは地方団体、宗教団体と、さまざまの意味から申しますと、この法案は最も民意を代表したところの一つの立法だと思ふのであります。決してこれが十分であり、満足すべき法案だとは思つております。併し議会内で立法するといつてしまして、我々は我々としてできることを盡したのだといふことは言えると思うのであります。この法案は今のようなあれをおきまして、文化の保存と、それから向上との上で意義の深い、そして又有力なる法案だと信ずるのであります。それだけに

る」五人の委員によつて構成され
るこの委員会をして文化国家、建設の礎石であるこの文化財保護行政の責任者並びにポリシー、ボーダーしめることとした。

国文化財専門審議会の設置 従來の文化財保存行政の諮問機関であつた。國宝保存会重要美術品等調査審議会、史跡名勝天然記念物調査会をすべて廃止し、新たに文化財専門審議会を設置して、有能な専門委員によるこの新構成の機関をして、文化財保護委員会に対する諮問機関、更に建議機關たらしめ、保護行政の完全を期することとした。

内國立博物館の整備 従來、國立博物館に包含されていた文化財保存行政部門を委員会事務局に吸収して、國立博物館をして、博物館固有の任務を十分果たしうるようその機構を整備した。

(4)重要文化財と國宝の二分類の設定 国宝及び重要美術品は、現在両者あわせて一万数千点に達し、到底、國家の限りある財政力を以てしては、必要な保護助成を果たしえない。したがつて、「れ等の夥しい國宝重美は早急にこれを再検討することが必要であるとともに、将来の重点的保護のため、有形文化財のうち重要なものを「重要文化財」とし、更に重要文化財中、特に貴重なものを「國宝」に指定することとして、兩者につき、保護の態様を区別することとした。

内重要文化財の管理規定の整備 重要文化財について新たに、管理方法、管理責任者、管理義務、所在

の変更の届出等について規定を設け、管理の全般を期した。

(5)重要文化財の保護規定の整備 (1)管理又は修理の補助 現行法令には國宝、重美等について管理については全く補助金の交付を規定せず、修理については、神社又は寺院の所有する國宝についてだけ補助金を交付し得ることとしている。本法案では、全般的に、管理、修理の何れについても補助金を交付しうる途をひらいた。

(2)修理又は修理についての命令 又は勧告 委員会は必要な場合防災、防火等重要文化財の管理又は修理について命令又は勧告し、其の場合、必要に応じて費用の全部又は一部を國庫負担となしうこととした。

(3)政府による修理等の施行 重要文化財について必要な場合、政府自から、その修理等をなしうることとし、其の場合の経費の負担、責任者等について新たに規定を設けた。

(4)環境保全 重要文化財について其の周囲の風致保存、危険物の建造制限等の環境保全行為をなしうることを規定した。

(5)国に対する売渡しの申出 重要文化財の保存は、國自らこれを所有する場合、其の完全を期し定することとして、兩者につき、保護の態様を区別することとした。

(6)重要文化財の管理又は修理の受託又は技術的指導 重要文化財について、必要な場合、國家された出土品の処置その他についての法的処置はきわめて不備不十分であった。本法案は、埋蔵文化財の発掘の届出、政府による発掘の施行、出土品の提出、鑑査、国庫帰属の場合の報償金等の諸点について詳細な規定を設けた。

(7)重要文化財の活用についての規定 (1)重要文化財の活用についての規定の整備 國宝保存法が、國宝について、博物館との出陳義務について規定する以外、法律上現在重要な文化財についての活用は考慮されてはいない。本法案は、重要文化財の社会公共的意味にからり見えて、博物館との出品の外、所有者自ら行う公開、所有者以外の者の行う公開等について規定を設け、其の費用の國庫負担、給与金、損害の補償等について、規定の新設を行はかると共に、其の助成方法を明らかにした。

(2)重要文化財の調査についての規定 (1)重要文化財の調査についての規定の整備 戰後わが國の重要な文化財の所在、保存、状況等はきわめて不明確であり、保存行政の確立をはかるためにまずは其の調査を行わねばならない。本法案はこのため重蔵文化財についての報告義務、実地調査等について新たに規定を設けた。但し実地調査の場合には聽聞其他の手続を経ることとして、権利の保障について十分に配慮することとした。

(3)重要文化財についての規定の整備 (1)重要文化財についての規定の整備 國宝保存行政は、文化財の夥多及び地方の散在等のため、地方公共団体の積極的協力なくしては到底、其の目的を達し得ない。本法案は

等に於て不完全に規定されているに止まり、古墳の濫掘防止、発掘に可及的に地方に委任してその協力をもとめるとともに、経費の国庫負担等について規定を設け保存行政の完全化をほかつた。

四月二十一日本委員会に左の事件を付託された。
一、小学校に家庭科存置の請願(第一九三三号)
一、小学校に家庭科存置の請願(第一九三四号)
一、小学校に家庭科存置の請願(第一九三五号)
一、教育職員免許法および同施行法中一部改正等に関する請願(第一九三七号)
一、小学校に家庭科存置の請願(第一九五六号)
一、六・三制建築予算増額等に関する請願(第一九八〇号)
一、小学校に家庭科存置の請願(第一九八一號)
一、教育職員免許法および同施行法中一部改正等に関する請願(第一九八二号)
一、教育職員免許法および同施行法中一部改正等に関する請願(第一九八三号)
一、白河せき調査に関する請願(第一九〇七号)
一、視聽教育振興に関する請願(第一九九九号)
一、不良出版物の取締強化に関する請願(第二〇三五号)

請願(第一〇四〇号) と技術を養う家庭科を引き続き存置せられたいとの請願。

一、国旗の祝日制定に関する請願
(第三七〇号)

一、標準教育費法制定に関する請願
(第一〇六六号)

一、標準教育費法制定反対に関する請願
(第三七一号)

一、標準教育費法制定反対に関する請願
(第三八一号)

一、標準教育費法制定反対に関する請願
(第三九九号)

一、標準教育費法制定反対に関する請願
(第三九三号)

第一九三五号 昭和二十五年四月五日受理 小学校に家庭科存置の請願(二十三通)

請願者 大阪府南河内郡三日市村大字上田一四三水野シヲ外二十八名

請願者 岩手県膽沢郡姉体村大字島宇樋ノ三六板屋泰治外十九名

紹介議員 塚本 重藏君

この請願の趣旨は、第一九三四号と同じである。

第一九三七号 昭和二十五年四月五日受理 教育職員免許法および同施行法中一部改正等に関する請願(四通)

請願者 和歌山県那賀郡池田村字南中三二七脇田英一外三十九名

紹介議員 河野 正夫君

この請願の趣旨は、第一九三四号と同じである。

第一九三七号 昭和二十五年四月五日受理 教育職員免許法および同施行法中一部改正等に関する請願(四通)

請願者 和歌山県那賀郡池田村字南中三二七脇田英一外三十九名

紹介議員 河野 正夫君

この請願の趣旨は、第一九三四号と同じである。

第一九三七号 昭和二十五年四月五日受理 教育職員免許法および同施行法中一部改正等に関する請願(四通)

請願者 和歌山県那賀郡池田村字南中三二七脇田英一外三十九名

紹介議員 河野 正夫君

この請願の趣旨は、第一九三四号と同じである。

第一九三八号 昭和二十五年四月六日受理 小学校に家庭科存置の請願

請願者 札幌市南二二條西一三井上藤紹介議員 著木 勝蔵君

この請願の趣旨は、第一九三四号と同じである。

第一九三九号 昭和二十五年四月五日受理 小学校に家庭科存置の請願

請願者 長野縣上高井郡須坂町認識させ、民主的家庭生活の在り方を認識させることは、是非共必要であるから、衣食住について基礎的な理解

この請願の趣旨は、第一九三四号と同じである。

第一九六六号 昭和二十五年四月六日受理 六・三制建築予算増額等に関する請願

請願者 大阪府茨木市下中條二三小出顯正外四十一名

紹介議員 塚本 重藏君

この請願の趣旨は、第一九三四号と同じである。

第一九八二号 昭和二十五年四月七日受理 教育職員免許法および同施行法中一部改正等に関する請願

請願者 和歌山県日高郡高城村大字高野 谷口喜光外七名

紹介議員 河野 正夫君

この請願の趣旨は、第一九三七号と同じである。

第一九八二号 昭和二十五年四月七日受理 教育職員免許法および同施行法中一部改正等に関する請願

請願者 和歌山県日高郡高城村大字高野 谷口喜光外七名

紹介議員 河野 正夫君

この請願の趣旨は、第一九三七号と同じである。

第一九八二号 昭和二十五年四月七日受理 教育職員免許法および同施行法中一部改正等に関する請願

請願者 和歌山県那賀郡山崎村字中野與木一〇〇山崎

紹介議員 河野 正夫君

この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第一九八〇号 昭和二十五年四月七日受理 小学校に家庭科の存置の請願

請願者 石川千代子外一名紹介議員 木下 源吾君

この請願の趣旨は、第一九七七号と同じである。

第一九九九号 昭和二十五年四月八日受理 教育職員免許法および同施行法中一部改正等に関する請願

請願者 德島市南蔵本町二ノ一九石川千代子外一名紹介議員 河崎 ナツ君

この請願の趣旨は、第一九三四号と同じである。

第一九八一号 昭和二十五年四月七日受理 小学校に家庭科存置の請願(二通)

請願者 大阪府茨木市下中條二三小出顯正外四十一名

紹介議員 河野 正夫君

この請願の趣旨は、第一九三七号と同じである。

第一九〇〇七号 昭和二十五年四月八日受理 白河せき調査に関する請願

請願者 福島県白河市長 田中仲三外一名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第一九三四号と同じである。

第一九〇〇七号 昭和二十五年四月八日受理 白河閥の母体である白河せきについての史実を明らかにすることは、奥羽地方の歴史的発展を知るために重要であるが、まだ科学的調査が行われていないのは、遺憾であるから、すみやかに白河せきに關於する徹底的調査を実施せらるることなので、村民の落着は非常なものである。本村既存の小学校舎は、腐朽がはなはだしいので、補助金をかんにかかわらず建築せねばならないのであるが、相次ぐ災害に村財政も極度に波瀆し、この上の負担にはたえられない現状であるから、雪国の特殊事情等も考慮の上昭和二十五年度六・三予算を四億九千三百三十万五千円に増額されるとともに、通信教育の予算を二億七千六百万円に増額し、かつ教育職員免許法第九條、同施行法第一條等をそれぞれ改正せられたいとの請願。

第一九〇〇七号 昭和二十五年四月八日受理 白河閥の母体である白河せきについての史実を明らかにすることは、奥羽地方の歴史的発展を知るために重要であるが、まだ科学的調査が行われていないのは、遺憾であるから、すみやかに白河せきに關於する徹底的調査を実施せらるることなので、村民の落着は非常なものである。本村既存の小学校舎は、腐朽がはなはだしいので、補助金をかんにかかわらず建築せねばならないのであるが、相次ぐ災害に村財政も極度に波瀆し、この上の負担にはたえられない現状であるから、雪国の特殊事情等も考慮の上昭和二十五年度六・三予算を四億九千三百三十万五千円に増額されるとともに、通信教育の予算を二億七千六百万円に増額し、かつ教育職員免許法第九條、同施行法第一條等をそれぞれ改正せられたいとの請願。

第一九〇〇七号 昭和二十五年四月八日受理 白河せき調査に関する請願

請願者 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第一九三四号と同じである。

第一九〇〇七号 昭和二十五年四月八日受理 白河せき調査に関する請願

請願者 和歌山県有田郡田殿村大字船坂 大橋柴一外十三名

紹介議員 河野 正夫君

この請願の趣旨は、第一九三七号と同じである。

第一九〇〇七号 昭和二十五年四月八日受理 白河せき調査に関する請願

請願者 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第一九三四号と同じである。

第一九〇〇七号 昭和二十五年四月八日受理 白河せき調査に関する請願

請願者 石原幹市郎君

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公的ために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならぬ。	3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。
第一章 文化財保護委員会	
第一節 総則	
（設置）	
第五條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三條第二項の規定に基いて、文部省の外局として、文化財保護委員会（以下「委員会」という。）を設置する。	
2 委員会の委員は、独立してその職権を行う。	
（任務）	
第六條 委員会は、文化財の保存及び活用、文化財に関する調査研究その他第一條の目的を達するため必要な事務を行うことを任務とする。	
第七條 委員会は、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。	
一 預算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。	
二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。	
三 所掌事務の遂行に直接必要な権限	

2 委員会は、その権限の行使に当つて、法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除いては、行政上及び運営上の監督を行わないものとする。	四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、図書その他研究用資材、事務用品等を調達すること。
五 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。	
六 職員の厚生及び保健のため必要な施設をなし、及び管理すること。	
七 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。	
八 所掌事務の周知宣伝を行うこと。	
九 委員会の公印を制定すること。	
十 広く利用に供する適当な記録を整備すること。	
十一 所掌事務に関する法人の設立を認可すること。	
十二 所掌事務に関する国庫支出金を割り当て、配分すること。	
十三 所掌事務に関する物資の確保について援助すること。	
十四 所掌事務に関する統計調査の資料及び結果を収集し、解釈し、及び刊行頒布すること。	
十五 所掌事務に関する国家的又は國際的関心のある題目について会議、研究会、討論会等を主催すること。	
十六 文化財の保護に関する法令案を作成すること。	
十七 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き委員会に属せしめられた	

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。	その職務を代理する委員を、あらかじめ、定めて置かなければならぬ。
（委員の給与）	
第十四條 委員会は、委員長が招集する。二人以上の委員から請求があるときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。	
2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。	
（会議）	
第十三條 委員長及び委員は、別に法律の定めるところにより相当額の給与を受ける。	
（委員の任期）	
第十一條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間を在任する。	
2 委員は、再任されることができる。	
3 第一項の規定にかかるらず委員は、国会の閉会又は衆議院の解散の場合は、国会の閉会又は衆議院の解散の場合は、任期が満了したときは、その後最初に召集された国会において両議院の承認を得れば足りる。	
（委員長）	
第十二條 委員会に委員長を置く。	
3 委員長は、委員の互選により定められる。	
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。	
（総務部の所掌事務）	
第十七條 総務部においては、委員会を補助するため、その所掌事務局を置き、事務局に、その内部組織として総務部及び保存部を置く。	
3 委員会は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、	

2 前項の規定による修理又は措置

2 前項の規定による補償額に不服

定める耐用年数で除して得た金額

許可を受けなければならない。但

をしようとするときは、委員会は、あらかじめ、所有者又は第三十一

のある者は、訴をもつてその増額を請求することができる。但し、前項の補償の決定の通知を受けた日から六箇月を経過したときは、

に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後重要文化財の譲渡までの年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を算じて得た金額に相当する金額とする。

し、その維持の措置をする場合は、この限りでない。
2 委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の條件として同項の現状の変更に關し必要的な指示をすることができる。

の規定による修理又は措置をする」と考へ、その職員のうちから、~~監査官~~

くはき損の防止の措置（以下この條において、「修理等」という。）につき第三十五條第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六

が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、委員会は、内閣金庫の全部又は一部の内

は、委員会は、許可に係る現状の変更を停止し、又は許可を取り消すことなどができます。

身分を証明する証票を携帶し、関係者の請求があるときは、二

人、受遺者若しくは（受贈者第二）次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この條において同二つ以下二の条件による、（所有

付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

（環境保全）
第四十五條　委員会は、重要文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることは、この限りでない。

2 委員会は、委員会規則の定める

場合においては、当該補助金又は負担金の額（第四十條第二項の規定により徴収された部分を除く。）の合計額から当該修理等が行われた日より前回の修理等（この場合においては、前回の修理等の実費の額を算入する。）の合計額を控除する。

第一項の規定により納付金額を
納付する者の同項に規定する譲渡額
のうち当該重要文化財の相
続、遺贈又は贈与に係る部分に相
当する金額を控除するものとす
る。

前項の規定による処分によつては、損害を受けた者に対しては、政府は、その通常生ずべき損害を補償する。
前項の場合には、第四十一條第二項の規定を準用する。
(国に対する壳渡の申出)

法律第四十三号) 第五條から第七
條までの規定を準用する。

めるとところにより国庫に納付しなければならない。

号に規定する譲渡所得の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同号に規定する譲渡に関する経費とする。

第四十六條 重要文化財を有償で譲り渡そうとする者は、譲渡の相手方、予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下同じ。）その他委員会規則で定める事項を記載した書面を

委員会規則の定めるところにより、委員会に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第四款
公開

第四十八條 委員會は、重要文化財

2
の所有者に対し、一年以内の期間を限つて、国立博物館その他の施設において國の行う公開の用に供するため重要文化財を出品するのを勧告することができる。

委員会は、國庫が管理又は修理につき、その費用の全部若しくは

一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者に対し、一年以内の期間を限つて、国立博物館その他の施設において国行う公開の用に供するため当該重要文化財を出品することを命ずることである。

3 委員会は、前項の場合において必要があると認めるときは、一年以内の期間を限つて、出品の期間を更新することができる。但し、引き続き五年をこえてはならない。

4 第二項の命令又は前項の更新があつたときは、重要文化財の所有者は、その重要文化財を出品しなければならない。但し、委員会が所有者の申請によりやむを得ない事由があるものと認める場合は、

5 前四項に規定する場合の外、委員会は、重要文化財の所有者から

第五十一条 委員会は、前條の規定により重要文化財が出品されたときは、第百條に規定する場合を除いて、国立博物館所屬の職員その他委員会の職員のうちから、その重要文化財の管理の責に任すべき者を定めなければならない。

第五十條 第四十八條の規定による会規則のために要する費用は、委員会規則の定める基準により、給与金を支給する。

2 政府は、第四十八條の規定により出品した所有者に対し、委員会規則の定める基準により、給与金を負担とする。

(所有者による公開)

第五十二條 委員会は、重要文化財の所有者に対し、三箇月以内の期間を限つて、重要文化財の公開を勧告することができる。

2 委員会は、国庫が管理又は修理につき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者に対し、三箇月以内の期間を限つて、その公開を命ずることができる。

3 前項の場合には、第四十八條第四項の規定を準用する。

4 委員会は、重要文化財の所有者に対し、公開及び公開に係る重要な文化財の管理に関する必要な指示をすることができる。

一條の規定による管理責任者が前項の指示に従わない場合には、委員会は、公開の停止又は中止を命ずることができる。

6 第一項から第四項までの規定による公開のために要する費用は、委員会規則の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができます。

7 第一項から第三項までに規定する場合の外、重要文化財の所有者から、その所有に係る重要文化財を国庫の費用負担において公開したい旨の申出があつた場合において、委員会が適当と認めてこれを承認したときは、委員会規則の定めるところにより、その公開のために要する費用の全部又は一部を国庫の負担とすることができる。この場合には、第四項及び第五項の規定を準用する。

(損害の補償)

第五十二條 第四十八條又は前條の規定により出品し、又は公開したことにより起因して当該重要文化財が滅失し、又は、損したときは、政府は、その重要文化財の所有者に対する通常生ずべき損害を補償する。但し、重要文化財が所有者又は第三十一條の規定による管理責任者の責に帰すべき事由によつて滅失し、又は、損した場合は、

の限りでない。

2 前項の場合には、第四十一條第(所有者以外の者による公開)二項の規定を準用する。

衆の観覽に供しようとするところには、委員会の許可を受けなければならぬ。但し、あらかじめ、委員会の承認を受けた博物館その他の施設において、委員会以外の團體の機關又は地方公共団體が主催する場合は、委員会に届け出ることをもつて足りる。

2 委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の條件として、公衆の観覽に供する場合における重要文化財の管理に関する第一項の許可を受けた者が前項の許可の條件に従わなかつたときは、委員会は、許可に係る公開を停止し、又は許可を取り消すことができる。

3 第二項の許可を受けた者が前項の許可の條件に従わなかつたときは、委員会は、許可に係る公開を停止し、又は許可を取り消すことができる。

の申請があつたとき。

二 重要文化財が、記載しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。

三 重要文化財が滅失し、又は損する虞のあるとき。

四 特別の事情によりあらためて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する旨の証票を携帯し、関係者の請求がなつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 第一項の規定による調査にて損害を受けた者に対しては、政府は、その通常生ずべき損害を賠する。

4 前項の場合には、第四十一条第一項の規定を準用する。

第二節 重要文化財以外

第一款 埋藏文化財の有形文化財

(発掘に関する届出、指示及び命

令)

第五十七條 第六十九條又は第七十
條の規定により史跡に指定せられ
た土地以外の土地において埋蔵物
たる文化財(以下「埋蔵文化財」と
いう。)を発掘しようとするとき

は、委員会規則の定める事項を記
載した書面をもつて、発掘しよう
とする日の二十日前までに委員会

に届け出なければならない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要が
あると認めるときは、委員会は、
前項の届出に係る埋蔵文化財の發
掘に關し必要な事項を指示し、又
はその発掘の禁止、停止若しくは
中止を命ずることができる。

(発掘の施行)

第五十八條 委員会は、必要がある
と認めるときは、自ら埋蔵文化財
の發掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を自ら施
行しようとするときは、委員会は、
あらかじめ、当該土地の所有者及
び権原に基く占有者に対し、発掘
の目的、方法、着手の時期その他
必要と認める事項を記載した令書
を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九條
及び第四十一條の規定を準用す
る。

第五十九條 前條第一項の規定によ
る発掘により文化財を発見したと
きは、委員会は、当該文化財をそ
の所有者に返還する場合を除い
て、遺失物法(明治三十二年法律
第八十七号)第十三條で準用する
同法第一條第一項の規定にかかわ
らず、警察署長にその旨を通知す

ることをもつて足りる。

2 前項の通知を受けたときは、警
察署長は、直ちに当該文化財につ
き遺失物法第十三條で準用する同
法第一條第二項の規定による公告
をしなければならない。

(提出)

第六十條 遺失物法第十三條で準用
する同法第一條第一項の規定によ
り、埋蔵物として差し出された物
件が文化財と認められるときは、
警察署長は、直ちに当該物件を委
員会に提出しなければならない。
但し、所有者の判明している場合
は、この限りでない。

(鑑査)

第六十一條 前條の規定により物件
が提出されたときは、委員会は、
当該物件が文化財であるかどうか
を鑑査しなければならない。

2 委員会は前項の鑑査の結果、当該
物件を文化財と認めたときは、そ
の旨を警察署長に通知し、文化財
でないと認めたときは、当該物件
を警察署長に差し戻さなければな
らない。

(引渡)

第六十二條 第五十九條第一項又は
前條第二項に規定する文化財の所
有者から、警察署長に対し、そ
文化財の返還の請求があつたとき
は、委員会は、当該警察署長にこ
れを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第六十三條 第五十九條第一項又は
第六十一條第二項に規定する文化
財でその所有者が判明しないもの
の所有権は、国庫に帰属する。こ
の場合においては、委員会は、当

該文化財の発見者及びその発見さ
れた土地の所有者にその旨を通知
し、且つ、その價格に相当する額
の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所
有者とが異なるときは、前項の報
償金は折半して支給する。

3 前二項の場合には、第四十一條
(譲与等)

第二項の規定を準用する。

(助成)

第六十四條 政府は、第六十一條第
二項に規定する文化財の保存のた
め又はその効用から見て國が保有
する必要がある場合を除いて、當
該文化財の発見者又はその発見さ
れた土地の所有者に、その者が前
條の規定により受けるべき報償金
の額に相当するものの範囲内でこ
れを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した
文化財の價格に相当する金額は、
前條に規定する報償金の額から控
除するものとする。

3 政府は、発見された埋蔵文化財
の保存のため又はその効用から見
て國が保有する必要がある場合を
除いて、当該埋蔵文化財の発見さ
れた土地を管轄する地方公共團體
に対し、その申請に基き、当該埋
蔵文化財を譲与し、又は時価より
も低い対価で譲渡することができ
る。

(遺失物法の適用)

第六十五條 埋蔵文化財に關して
は、この法律に特別の定のある場
合の外、遺失物法第十三條の規定
の適用があるものとする。

2 第二款 有形文化財に關
する技術的指導

(技術的指導)

第六十六條 重要文化財以外の有形
文化財の所有者は、委員会規則の
定めるところにより、委員会に有
形文化財の管理又は修理に關し技
術的指導を求めることができる。

2 前二項の規定による指定を行つ
たときは、委員会は、その旨を官報
で告示し、且つ、指定されたもの
の所有者及び権原に基く占有者に
通知しなければならない。

(仮指定)

第六十七條 無形文化財のうち特
別の高いもので國が保護しなけ
れば衰亡する處のあるものにつ
いては、委員会は、その保存に當
ることを適當と認める者に対し、補
助金を交付し、又は資材のあつ旋
その他の適當な助成の措置を講じな
ければならない。

2 前項の補助金を交付する場合に
は、第三十五條第二項及び第三項
の規定を適用する。

(公開)

第六十八條 委員会は、前條の規定
による措置を受けた者に対し、三
箇月以内の期間を限つて、当該無
形文化財の公開を命ずることができる。
2 前項の場合には、第五十一條第
三項から第六項までの規定を准用
する。

3 前條に規定する無形文化財の保
存に當つている者から、その保存
に係る無形文化財を國庫の費用負
担において公開したい旨の申出が
あつた場合には、第五十一條第七
項の規定を適用する。

(解除)

第七十一條 特別史跡名勝天然記念
物又は史跡名勝天然記念物がその
価値を失つた場合その他特殊の事
由のあるときは、委員会又は都道
府県の教育委員会は、その指定又
は仮指定を解除することができる。

2 前條の規定により仮指定された
史跡名勝天然記念物につき第六十
九條第一項の規定による指定があ
つたときは、仮指定は、その効力
を失う。

3 前條の規定による仮指定が適當
でないと認めるときは、委員会は、
これを解除することができる。

(指定)

第六十九條 史跡名勝天然記念物
は、委員会が指定する。

2 委員会は、前項の史跡名勝天然

記念物のうち特に重要なものを特
別史跡名勝天然記念物に指定する
ことができる。

3 前二項の規定による指定を行つ
たときは、委員会は、その旨を官報
で告示し、且つ、指定されたもの
の所有者及び権原に基く占有者に
通知しなければならない。

の措置

三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設

四 所管に属する重要文化財の出品又は公開

2 前項の勧告については、前條第三項の規定を適用する。

3 第一項の規定による委員会の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部大臣と各省各庁の長が協議して定める。

4 前項の規定により協議する場合には、第八十七條第二項の規定を準用する。

第五十九條 委員会は、左の各号の一に該当する場合においては、國の所有に属する國宝又は特別史跡名勝天然記念物に指定されたものにつき、自ら修理若しくは復旧を行ひ、又はき損若しくは喪亡の防止の措置をることができる。この場合は、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部大臣を通じて認文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部大臣の所管に属するものであるときは、文部大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならぬ。

一 関係各省各庁の長が前條第一項第二号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての委員会の勧告に応じないとき。

は復旧又は措置についての委員会の勧告に応じないとき。

二 國宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは喪亡している場合又は滅失し、き損し、若しくは喪亡する處のある

場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でない

と認められるとき。

第九十四條 委員会は、國の所有に属するものを國宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定するに當り、又は國の所有に属する國宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指認するに當り、又は國の所有に属する國宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物に該当する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は調査に當る者を定めて実地調査をさせることができ。

第九十五条 國の所有に属する史跡名勝天然記念物を第七十二條の規定により地方公共団体その他の団体に管理させる場合においては、委員会は、当該史跡名勝天然記念物から生ずる収益を当該地方公共団体その他の団体に帰属させることができる。

第九十六条 委員会は、第五十八條第一項の規定により自ら埋蔵文化財の発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が國の所有に属し、又は國の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要な

と認める事項につき、文部大臣を通じて関係各省各庁の長と協議しなければならない。但し、当該各省各庁の長が文部大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第九十七条 第六十三條の規定により国庫に帰属した埋蔵文化財は、委員会が管理する。但し、その保存のため又はその効用から見て他の機関に管理することが適當であるときは、これを当該機関の管理に移さなければならない。

第九十八条 國の所有に属する重要な文化財又は史跡名勝天然記念物については、第三十條から第三十四條まで、第三十六條から第四十一條まで、第三十六條から第四十一條まで、第四十三條、第四十四條、第四十八條から第五十二條まで、第五十四條、第五十五條、第五十六條から第七十八條まで、第八十條及び第八十二條から第八十四條までの規定は、適用しない。

二 第四十三條（第八十條第二項で準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消を除く。）

三 第五十一条第五項（同條第七項並びに第六十八條第二項及び第三項で適用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令の執行又は滅失若しくはき損の防護の施行、第五十八條第一項の規定による埋蔵文化財の発掘の施行及び第七十八條第一項又は第八十二条の規定による公開の許可及びその取消並びに公開の停止命令

四 第五十三条の規定による公開の許可及びその取消並びに公開の停止命令

五 第五十四条、第五十五条、第八十二条又は第八十三条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第五十七条第二項の規定による発掘の停止命令

七 第五十九條 委員会は、必要があると認めるときは、左に掲げる委員会の権限による

会の権限の一部を都道府県の教育委員会に委任することができる。

一 第三十五条第三項（第三十六條第三項、第三十七條第四項、第六十七條第二項、第七十二條第六項、第七十三条第三項及び第七十四条第三項、第七十五条第三項、第七十六条、第七十七条第二項及び第七十七条第三項で適用する場合を含む。）

二 第四十三条（第八十條第二項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督の規定による指揮監督

三 第五十二条第五項（同條第七項並びに第六十八條第二項及び第三項で適用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令の執行又は滅失若しくはき損の防護の施行、第五十八條第一項の規定による埋蔵文化財の発掘の施行及び第七十八條第一項又は第八十二条の規定による公開の許可及びその取消並びに公開の停止命令

四 第五十三条の規定による公開の許可及びその取消並びに公開の停止命令

五 第五十四条、第五十五条、第八十二条又は第八十三条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第五十七条第二項の規定による発掘の停止命令

七 第五十九條 委員会は、必要があると認めるときは、左に掲げる委員会の権限による

会の権限の一部を都道府県の教育委員会に委任することができる。

一 第三十五条第三項（第三十六條第三項、第三十七條第四項、第六十七條第二項、第七十二條第六項、第七十三条第三項及び第七十四条第三項、第七十五条第三項、第七十六条、第七十七条第二項及び第七十七条第三項で適用する場合を含む。）

二 第四十三条（第八十條第二項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督の規定による指揮監督

三 第五十二条第五項（同條第七項並びに第六十八條第二項及び第三項で適用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令の執行又は滅失若しくはき損の防護の施行、第五十八條第一項の規定による埋蔵文化財の発掘の施行及び第七十八條第一項又は第八十二条の規定による公開の許可及びその取消並びに公開の停止命令

四 第五十三条の規定による公開の許可及びその取消並びに公開の停止命令

五 第五十四条、第五十五条、第八十二条又は第八十三条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第五十七条第二項の規定による発掘の停止命令

七 第五十九條 委員会は、必要があると認めるときは、左に掲げる委員会の権限による

会の権限の一部を都道府県の教育委員会に委任することができる。

一 第三十五条第三項（第三十六條第三項、第三十七條第四項、第六十七條第二項、第七十二條第六項、第七十三条第三項及び第七十四条第三項、第七十五条第三項、第七十六条、第七十七条第二項及び第七十七条第三項で適用する場合を含む。）

二 第四十三条（第八十條第二項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督の規定による指揮監督

三 第五十二条第五項（同條第七項並びに第六十八條第二項及び第三項で適用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令の執行又は滅失若しくはき損の防護の施行、第五十八條第一項の規定による埋蔵文化財の発掘の施行及び第七十八條第一項又は第八十二条の規定による公開の許可及びその取消並びに公開の停止命令

四 第五十三条の規定による公開の許可及びその取消並びに公開の停止命令

五 第五十四条、第五十五条、第八十二条又は第八十三条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第五十七条第二項の規定による発掘の停止命令

七 第五十九條 委員会は、必要があると認めるときは、左に掲げる委員会の権限による

会の権限の一部を都道府県の教育委員会に委任することができる。

一 第三十五条第三項（第三十六條第三項、第三十七條第四項、第六十七條第二項、第七十二條第六項、第七十三条第三項及び第七十四条第三項、第七十五条第三項、第七十六条、第七十七条第二項及び第七十七条第三項で適用する場合を含む。）

二 第四十三条（第八十條第二項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督の規定による指揮監督

三 第五十二条第五項（同條第七項並びに第六十八條第二項及び第三項で適用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令の執行又は滅失若しくはき損の防護の施行、第五十八條第一項の規定による埋蔵文化財の発掘の施行及び第七十八條第一項又は第八十二条の規定による公開の許可及びその取消並びに公開の停止命令

四 第五十三条の規定による公開の許可及びその取消並びに公開の停止命令

五 第五十四条、第五十五条、第八十二条又は第八十三条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第五十七条第二項の規定による発掘の停止命令

七 第五十九條 委員会は、必要があると認めるときは、左に掲げる委員会の権限による

の任期は、くじで定める。

(国家行政組織法の一部改正)

第一百二十一條 国家行政組織法の一
部を次のように改正する。

別表第一中 文部省

「文部省 文化財保護委員会

」に改める。

(文部省設置法の一部改正)

第一百二十二条 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部

を次のように改正する。

第二十一条 第三章 職員(第二十五

條・第二十六条)を第四章 職員

(第二十五条・第二十六条)に改

めること。

第二條第一項第二号中「国宝、

重要美術品、史跡名勝天然記念物

その他の文化財」を「文化財保護

法(昭和二十五年法律第 号)に規

定する文化財」に改める。

同條第三項中「出版」を「文化

財保護法に規定する文化財、出

版」に改める。

第十條第九号を次のように改め

る。

第十三條中「国立博物館」を削

る。

第十四條第一項中「国立博物

館」を削る。

第二條第一項中「文部省本省、六三、九八六人、うち六一、八四七人は、國立学校の職員とする。」を

に改める。

本省	六三、六一
文部省文化財保護委員会	四一〇
計	六四、〇一一

第一百二十一條 国家行政組織法の一
部を次のように改正する。

第十七條 削除

第二十四條左表中国宝保存会、

重要美術品等調査審議会及び史跡

名勝天然記念物調査会の項を削

る。

第三章を第四章とし、第二十五

條を第二十七條とし、第二十六條

を第二十八條とし、第二章の次に

次の二章を加える。

第三章 外局

(外局の設置)

第二十五條 国家行政組織法第三

條第二項の規定に基いて文部省

に置かれる外局は、左の通りと

する。

文化財保護委員会

(文化財保護委員会)

第二十六條 文化財保護委員会の

組織、所掌事務及び権限は、文

化財保護法の定めるところによ

る。

(行政機関職員定員法の一部改

正)

第一百二十三条 行政機関職員定員法

(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改

める。

第二條第一項中「文部省本省、六三、九八六人、うち六一、八四七人は、國立学校の職員とする。」を

に改める。

(従前の国立博物館)

第一百二十四條 法律(これに基く命令を含む)に特別の定のある場合を除く外、従前の国立博物館及び

その職員(美術研究所及びこれに所属する職員を除く)は、この法

律に基く国立博物館及びその職員となり、従前の国立博物館附置の

美術研究所及びこれに所属する職員は、この法律に基く研究室及び

その職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

この法律に基く研究所は、従前

の国立博物館附置の美術研究所の所掌した調査研究と同一のものに

ついては「美術研究所」の名称を

用いることができる。

(特別職の職員の給与に関する法

律の一部改正)

第一百二十五条 特別職の職員の給与

に関する法律(昭和二十四年法律

第二百五十二号)の一部を次によ

うに改訂する。

第一條第十四号の二の次の二号

を加える。

十四の三 文化財保護委員会の

組織、所掌事務及び権限は、文

化財保護法の定めるところによ

る。

(行政機関職員定員法の一部改

正)

第一百二十三条 行政機関職員定員法

(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改

める。

別表中「全國選挙管理委員会委

員長」を「全國選挙管理委員會委員

員長」に「中央更生保護委員會委員

員」を「中央更生保護委員會委員

に改める。

(遺失物法の一部改正)

第一百二十六条 遺失物法の一部を次

のように改訂する。

第十三條第二項から第四項まで

の規定を削る。

2 この法律施行前に國庫に帰属した埋蔵物については、前項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(国有財産法の一部改正)

第一百二十七条 国有財産法の一部を

次のように改訂する。

第三條第二項第二号中「國宝」

の下に「その他の重要文化財」を

加える。

(屋外広告物法の一部改正)

第一百二十八条 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)の一

部を次のように改訂する。

第四條第一項第三号を次のように

に改める。

三 文化財保護法(昭和二十二

年法律第 号)第二十七條

の規定により指定された建造

物の周囲で、當該都道府県が

定める範囲内にある地域及び

同法第六十九條又は第七十條

の規定により指定され、又は

仮指定された地域

を加える。

十四の三 文化財保護委員会の

組織、所掌事務及び権限は、文

化財保護法の定めるところによ

る。

(地方税法の一部改正)

第一百二十九條 地方税法(昭和二十

五年法律第 号)の一部を次の

ようにより改訂する。

第三百四十八條第二項第七号を

一項の規定により認定された

もの。

(地方税法の一部改正)

第一百三十條 富裕税法(昭和二十二

年法律第 号)の一部を次のよ

うに改訂する。

四 文化財保護法(昭和二十二

年法律第 号)の規定によ

り國宝若しくは重要文化財、

特別史跡若しくは史跡、特別

名勝若しくは名勝又は特別天

然記念物若しくは天然記念物

として指定され、若しくは仮

指定され、又は重要美術品等

の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)第二條第一項の規定により認定された

もの。

(富裕税法の一部改正)

第一百三十條 富裕税法(昭和二十二

年法律第 号)の一部を次のよ

(富裕税法の一部改正)

第一百三十條 富裕税法(昭和二十二

年法律第 号)の一部を次のよ

うに改訂する。

第九條第一項第四号を次のよ

うに改訂する。

四 文化財保護法(昭和二十二

年法律第 号)の規定によ

り國宝若しくは重要文化財、

特別史跡若しくは史跡、特別

名勝若しくは名勝又は特別天

然記念物若しくは天然記念物

として指定され、若しくは仮

指定され、又は重要美術品等

の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)第二條第一項の規定により認定された

もの。

(地方税法の一部改正)

第一百三十條 地方税法(昭和二十

五年法律第 号)の規定によ

り國宝若しくは重要文化

財、特別史跡若しくは史跡又

は特別名勝若しくは名勝とし

て指定され、若しくは仮指定

され、又は重要美術品等の保

存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)第二條第一項の規定によつて認定された家

屋及びその敷地たる土地

の規定によること。

昭和二十五年五月六日印刷

昭和二十五年五月八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所